

■添付書類について(重要)

預貯金等の資産要件を確認できる次の書類などを添付してください。

2～4については、該当がある場合に添付が必要です。

配偶者がおられる場合は、配偶者(内縁、世帯分離含む)の方の分も必要になります。

1. 預貯金(普通・定期) ※必ず最新分まで記帳してきてください。

記帳がされていない場合、受付ができません。

①通帳の金融機関名・支店名・口座番号・名義が分かる部分の写し

②最終残高(直近から2ヶ月前までの記帳期間)が分かる部分の写し

※通帳を繰越した直後の場合は、繰越前の通帳の写しも必要です。

※残高証明のみは不可

2. 有価証券(株式・国債・地方債・社債など)

証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)

3. 金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容

易に把握できる貴金属

購入先の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)

4. 投資信託

銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)

5. 負債(借入金・住宅ローンなど)

借用書など(負債は、預貯金等から差し引いて計算をします。)